

広島市告示第 199 号

令和 8 年 4 月 1 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、法人市民税等に係る収納事務の公金事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地

- (1) 株式会社電算システム
- (2) 代表取締役 高橋 譲太
- (3) 岐阜県岐阜市日置江一丁目 58 番地

2 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和 8 年 2 月 5 日

3 指定公金事務取扱者に委託をした日

令和 8 年 4 月 1 日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日

5 指定公金事務取扱者に委託する公金事務

法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、市・県民税及び森林環境税（普通徴収）、市・県民税及び森林環境税（特別徴収）、特別土地保有税、事業所税、国民健康保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、保育園等副食費、市営住宅使用料、市営店舗使用料、市営住宅附設駐車場使用料、学校給食費、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、下水道事業分担金、母子福祉資金償還金、父子福祉資金償還金、寡婦福祉資金償還金に係る収納事務、放課後児童クラブ利用料金、放課後児童クラブ延長利用料金